

業務報酬基準改定案に関するパブリックコメントに対する意見(趣旨)

意見 1 .《業務報酬基準の定期的見直し》

今改定では建築基準法改正後のサンプル数が非常に少なかったこと、また今後年々技術革新が進む等、業務報酬基準と業務実態との乖離の進行が想定されるので、業務報酬基準の改定告示の公示後おおよそ 5 年の期間で同基準の定期的な見直しを実施することを明示していただきたい。

このことは、平成 18 年 8 月の基本制度部会の答申及び平成 19 年 12 月の業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめの中でも強調されている。

意見 2 .《技術料等経費の取扱い》

別紙 1 の第三の技術料等経費は、数字の出し方について記載がないと現場で混乱するおそれがあるため、標準的な考え方を技術的助言で示すようにしていただきたい。

意見 3 .《工事監理》

別表第 2 の 2 の「一 工事監理に関する業務」の(3)については、施工図をみる範囲を限定するために「()設計図書に定めのある施工図等の検討・報告」,「(ii)設計図書に定めのある工事材料・設備機器等の検討・報告」としていただきたい。

このことは、工事監理業務に関してどの範囲まで建築士が責任を持つかが、建築紛争では大きな争点となっており、その際、当該業務報酬基準での示され方によって大きな影響を持つといわれる。

意見 4 .《業務の分類の仕方》

別紙 1 の「第一 業務報酬の算定方法」の文中で、業務報酬の対象となる設計等の業務を「設計 工事監理 建築工事契約に関する事務 建築工事の指導監督」としている。

しかし、これに対応した標準業務では、別表第 2 で「1 設計に関する業務 2 工事監理に関する業務及びその他の業務 一工事監理に関する業務 二その他の業務」とされ、工事契約に関する事務及び建築工事の指導監督が標準業務では具体的にどの業務を指すか不明である。

従来告示にあった標準業務の「施工計画を検討し、助言する業務」が新告示案では削除されたことに伴い、「建築工事の指導監督」を削除していただきたい。

意見5 .《複合用途及び複数棟の取扱い》

別添二の(注)3について、「～それぞれの種類の標準業務人・時間数を参考に、床面積の割合等を勘案して、～」とあるが、異種用途を複合させることは、その動線、用途配置、安全基準、建物維持管理上、複雑かつ高度な設計技術等を要するものであり、単純に床面積割合にするのは適切ではない。

また、単純に1棟を計画するものと複数棟で計画するものでは、設計等の業務量は大きく異なっているため、前記文言は削除して「3 別添一別表第1に定める類型が複合する場合、あるいは同一の敷地内に複数の建築物がある場合、標準業務人・時間数については、別途算定することとする。」としていただきたい。

意見6 .《追加的業務の取扱い》

今回の改定の基本方針は、標準業務と追加的業務を一体で示すことが目玉となっていることから、追加的業務については、現行の住宅局長通達に示されている程度以上に詳しい内容で告示に記載していただきたい。

別添三の概要に示される業務は、極めて限定的なものに限られており、これら以外に該当するものがないなどの誤解を与える可能性が高いため、標準業務以外の追加的業務が多数あることを建築主に説明できるよう具体的な業務を示す必要がある。

また、設計・工事監理業務に必要な調査・企画等に係る業務、測量・鑑定業務等であっても追加的業務であり、また、これらの業務に関連した追加的業務も往々にして発生するので、同様に示す必要がある。